

○青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成十八年十二月二十七日

青森県規則第四百号

〔最終改正 平成二十七年八月二十八日
青森県規則第三十五号〕

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「省令」という。)及び青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成二十三年十二月青森県条例第四十九号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の様式)

第二条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第四条第一項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書 第一号様式
- 二 省令第十五条第一項の規定による幼保連携型認定こども園設置認可申請書 第二号様式
- 三 省令第十五条第二項の規定による幼保連携型認定こども園内容変更届出書 第三号様式
- 四 省令第十七条第の規定による幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書 第四号様式
- 五 省令第十八条の規定による幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書 第五号様式
- 六 法第二十九条第一項の規定による認定こども園内容変更届出書 第六号様式

(定期報告)

第三条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年、六月一日から同月三十日までの間に行わなければならない。

2 省令第二十九条第二号に規定する知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員配置の状況

- 二 職員資格の状況
- 三 施設設備の状況
- 四 管理運営の状況
- 五 子育て支援事業の状況

3 省令第二十九条第三号に規定する知事が定める事項は、法第二十八条の規定により教育保育概要として周知される事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 認定を受ける施設の名称(施設の種類)
- 3 認定を受ける施設の所在地
- 4 認定こども園の長の氏名
- 5 認定こども園の利用定員

	保育を必要とする子どもに係る 利用定員	保育を必要とする子ども以外の 子どもに係る利用定員
乳児		
1歳児		
2歳児		
3歳児		
4歳児以上		

- 6 教育又は保育の目標及び主な内容
- 7 認定こども園が実施する子育て支援事業
- 8 開園予定年月日 年 月 日

(添付書類)

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第3条第1項各号(第2項各号)に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 幼保連携型認定こども園の名称
 - (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
 - (3) 幼保連携型認定こども園設置の目的
 - (4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (6) 経費の見積り及び維持方法
 - (7) 開設予定年月日
- 2 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条令第4条に規定する基準に適合していることを証する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

幼保連携型認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 変更する事項
変更前

変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の理由
- (4) 園児の処置方法
- (5) 幼保連携型認定こども園の廃止の予定期日（休止の予定期間）
- (6) 財産の処分（廃止の場合に限る。）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

設置者(変更前)

住 所

名 称

代表者氏名

設置者(変更後)

住 所

名 称

代表者氏名

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 設置者の変更前後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (4) 変更の理由
- (5) 変更予定時期

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

認定こども園内容変更届出書

認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 認定こども園の名称

2 認定こども園の所在地

3 変更する事項

変更前

変更後

4 変更の理由

5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。